

サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会について

地域包括ケアシステムの構築等に向け、サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方について検討を進めるため、有識者を構成員とする検討会を設置。

検討内容

- 市町村の高齢者居住安定確保計画の策定、サービス付き高齢者向け住宅の適正立地など、まちづくり・住宅政策と介護政策等との連携推進方策

メンバー

委員

(順不同・敬称略)

- 辻 哲夫 東京大学高齢社会総合研究機構教授
- 高橋 紘士 国際医療福祉大学大学院教授
- 園田 眞理子 明治大学理工学部教授
- 大森 文彦 弁護士・東洋大学法学部教授
- 大月 敏雄 東京大学工学部教授

オブザーバー

- 国土交通省 国政局 総合計画課長
- 国土交通省 都市局 都市計画課長
- 国土交通省 住宅局 安心居住推進課長
- 厚生労働省 老健局 高齢者支援課長
- 厚生労働省 老健局 振興課長
- 厚生労働省 老健局 介護保険計画課長

事務局

- 国土交通省住宅局安心居住推進課

開催経緯

- 第1回 (H26.9.8)
 - ・検討会の論点等の整理について
- 第2回 (H26.11.11)
 - ・サービス付き高齢者向け住宅等の立地状況について
- 第3回 (H27.1.22)
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の立地状況とサービス提供等の状況との関係について
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の質について
 - ・
 - ・

平成27年春頃中間とりまとめ

サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会における主な論点

1. 高齢者居住安定確保計画の策定

- 高齢者居住安定確保計画は、平成25年度末時点で35都道府県・10市町村での策定にとどまっているが、計画的な高齢者向け住宅の整備を推進するため、計画の策定を促進すべきではないか。

2. サービス付き高齢者向け住宅の立地

- サービス付き高齢者向け住宅の整備は民間供給ベースに委ねられているため、地価の安い郊外部に立地する傾向があり、市町村の介護政策やまちづくり政策と十分連動していないおそれがあるのではないか。

3. サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの質

- 医療法人等においては、状況把握・生活相談サービスを提供する職員についての資格要件等がないため、職員のスキルにばらつきが生じているのではないか。
- 住宅事業者と同一の居宅サービス事業者によるサービスを押しつけるような「困り込み」、過剰なサービスの提供などが行われているのではないか。
- サービス付き高齢者向け住宅の情報提供システムは、登録情報について公開しているが、ニーズに合った住宅を選択するデータベースとして十分機能しているか。
- 入居後に要介護度が高くなった場合や病気（認知症を含む）にかかった場合の対応等について、事前説明を十分行っているか。
- 登録主体である地方公共団体によって十分な監督が行われているか。